

第23回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和2年4月30日（木）
午前9時27分から10時34分
- 2 場 所・・・日南市役所 旧本館2階会議室
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・1名（山元 敏行委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第23回日南市農業委員会総会を開会致します。吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元敏行委員より欠席届が提出されています。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番歌津芳秋委員、8番金丸勇太委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局長より説明させます。
	局 長	おはようございます。日程の説明に入ります前に、今回の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じるため、書面決議による議決を検討いたしました。本総会は、法令実務を執り行うため、実際に委員出席により開催されることとなっておりますので、予めご了承くださいと存じます。

	局 長	それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、事前に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。 なお、今回の全体審査につきましては、総会時間の短縮を図る観点から、地区別審査時において担当案件を検討し、地区部会において承認された審査内容を地区部会長が議案ごとに一括報告、その後採決するという方法を、皆様にご提案いたします。
	議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程、並びに審査方法で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局長より説明させます。
	局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。総会資料 3 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 10 番の担当委員が山元敏行委員となっておりますが、山元陸愛委員に修正していただくようお願いします。 次に総会資料 4 ページ、同じく議案第 3 号、受付番号 13 番の用途が「31、事務所・倉庫」となっていますが、「32、流通業務等施設用地」に修正していただくようお願いします。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 なお、「申請の内容」の説明につきましては、議案のとおりでありますので、省略させていただきます。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 1 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議して頂きますよう提案致します。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 2 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。

	局 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事あて申請がありました 18 件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、新規の利用権設定 5 件、更新の利用権設定 3 件、所有権移転 3 件、農地中間管理権設定 6 件、計 16 件について、審議して頂きますよう提案致します。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 1 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案致します。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局長より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は本会場、吾田・油津地区は本会場、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は本館 2 階旧市長応接室、北郷地区は旧議会棟横プレハブ 103 号、南郷地区は旧議会棟横プレハブ 103 号でお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。 地区別審査会は 10 時 10 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10 : 05	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当部会より報告願

10 : 06	議 長	います。
	高 橋	はい、3 番高橋です。受付番号 1 番について説明します。譲受人、譲渡人は夫婦です。ご主人が大病をされ、経営移譲とのことでした。4 月 25 日に調査致しました。何ら問題無いとの事でした。以上です。
	議 長	只今の報告について質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号農地法第 4 条の許可申請について 2 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当部会より報告願います。
10 : 07	坂 本	はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番について説明します。25 日に現地確認したとのことでした。周囲は山林化され、鳥獣被害があったため植林されたようです。始末書も添付されており、許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 2 番について説明します。27 日に現地確認しました。無断で植林したために今回の申請となったようです。始末書も添付されており、許可妥当と判断しました。以上です。
	議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請について 18 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 9 番について、担当部会より報告願います。

	坂 本 はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番、3 番、4 番、5 番について、譲受人が同じですので同時に説明します。27 日に現地調査致しました。申請地は吉野方の西ノ村地区にあります。譲受人は林業経営者で、広域農道のそばの山林を広く所有しておられます。その中に農地があり、全て山林化されておりましたが伐採跡地となっております。今後は譲受人が管理をしていくとの事でした。全て問題無く、周辺に被害の生ずる農地はありません。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 2 番について説明します。場所は吉野方小学校から北に 500m 行ったところです。山林を買われた中の一部が農地でしたが、農地として利用するのは困難な所であるため、許可妥当と判断しました。始末書も添付されております。 続いて、受付番号 6 番について説明します。場所は酒谷の農協付近で、25 日に調査したようです。借人は農業法人で、ここを農業倉庫として活用したいとのことでした。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 7 番について説明します。25 日に調査しました。譲受人、譲渡人は親子です。場所は板敷で、譲受人の実家のすぐ隣の本申請地に一般個人住宅を建築するとのことでした。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 8 番について説明します。25 日に調査致しました。譲受人は植林のために買い受けましたが、無断転用が発覚したため今回の申請となったようです。始末書も添付されており、許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 9 番について説明します。25 日に調査致しました。これまで耕作放棄地となっていたため、今後は太陽光発電施設として適正に管理されとのことでした。周囲に被害を及ぼす事は無いとの事で、許可妥当と判断しました。以上報告します。 議 長 続きまして、受付番号 10 番から 12 番について、担当部会より報告願います。 山 本 はい、9 番山本です。受付番号 10 番について説明します。4 月 25 日に調査を致しました。譲受人の職業は大工です。周囲には農地はなく、住宅地です。申請書どおり、何も問題無く許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 11 番について説明します。4 月 25 日譲受人、譲
--	---

	山 本	渡人とも電話にて確認しました。場所は戸高二丁目です。譲渡人は高齢のため手離すとのことです。譲受人は現在共同住宅に住んでおり、申請地に住宅を建築する計画です。申請地一帯は都市区画事業で道路等の整備された土地で、何ら問題無いと判断しました。 続いて、受付番号 12 番について説明します。4 月 23 日借人立合いの下調査しました。借人、貸人は親子です。場所は星倉で、借人の経営する精肉店を右に曲がり、約 200m 入った住宅地です。申請地に駐車場を新設する計画で、土砂の流出、排水等の管理等の対策を講じ、周りの環境には十分配慮する計画との事です。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番から 16 番について、担当部会より報告願います。
	高 橋	はい、3 番高橋です。受付番号 13 番について説明します。24 日に調査致しました。西弁分にある宅配配送センターを、益安の建設会社跡地に移転するという事でその脇の農地です。計画はきちんとしているという事で問題無いということです。 続いて、受付番号 14 番について説明します。譲受人は船舶売買等の事業をされております。平山にある本申請地を取得して船の置場にしたいとのことです。農道等の使用も含め、問題無いとの事です。 続いて、受付番号 15 番、16 番について説明します。譲受人は木材会社を営んでいる方です。23 日と 25 日に調査しました。場所は、富士のトンネルの中間の真上辺りの山の山頂付近で、譲受人の所有する山林が周辺にあるという事で今回の申請となったようです。いずれも問題無いとの事です。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 17 番について、担当部会より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 17 番について説明します。4 月 23 日に調査を致しました。申請地は大窪の宿之河内付近です。譲受人が植林の目的で本申請地を取得したところ、無断転用であった事が判明したとの事です。始末書も添付されており、特に問題は無いとの事です。以上です。

10 : 18	議 長	続きまして、受付番号 18 番について、担当部会より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 18 番について説明します。24 日に譲受人に確認後現地調査をし、26 日に電話確認致しております。今回一般住宅としての転用となっておりますが、家の入口手前の庭として利用していた所に、約 200 m ² の 2 筆の畑があったことが判明しました。以前から宅地としての利用があったとの事で、始末書も添付されておりますので問題無く、許可妥当と判断しました。以上です。
	議 長	受付番号 13 番について、1 種農地 10ha 以上の広がりのある農地に流通業務等施設を建設予定との事ですので、ここで事務局より説明していただきたいと思います。
	事務局 次 長	はい。受付 13 番については、1 種農地ですので用途によっては不許可ですが、用途として 32 番流通業務事業という事で、振興局とも現地確認して判断致しました。流通業務事業施設用地ですので不許可の例外という事で許可妥当ではないかとの事です。以上です。
	議 長	只今の各担当部会の報告、事務局の説明について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第 4 号農用地利用集積計画について 16 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。 それでは、受付番号 1 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 1 番について説明します。25 日に谷口委員と福井委員の協力の下、現地調査致しました。借人は父親のハウスを借りての新規就農です。ただ、賃借期間が 1 年である為、所有権移転の方が良いのではないかと意見がありました。その事を農政課に伝え、1 年以内に所有権移転の手続きを取ることで、許可

	山 本	妥当というような指導をしたとの事です。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、6 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 2 番について説明します。4 月 24 日に調査致しました。用途はハウススイートピーの栽培です。特に問題ありません。 続いて、受付番号 6 番について説明します。4 月 24 日に調査致しました。借人は大窪でみかん経営をされております。更新ですので特に問題ありません。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
	杉 岡	はい、10 番杉岡です。受付番号 3 番について説明します。場所は北郷町郷之原です。借人は繁殖牛と水稻の栽培をされている認定農業者ですので、新規ですが何も問題無いと判断しました。 続いて、受付番号 7 番について説明します。場所は北郷町大藤です。更新ですので何も問題無いと判断しました。 続いて、受付番号 8 番について説明します。場所は北郷町郷之原です。更新ですので何も問題無いと判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 4 番について説明します。4 月 26 日に借人、貸人に連絡し現地調査致しました。貸人は高齢で、果樹園だった申請地が荒れておりましたので、借人が整地して今後レモンの栽培をしていくという事でした。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 5 番について説明します。27 日に調査しました。貸人が高齢の為という事で、許可妥当と判断しました。
	議 長	各担当部会から利用権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。

10 : 23	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 9 番について説明します。場所は東弁分です。譲受人は繁殖牛経営の認定農業者ですので、何も問題無いと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 10 番について説明します。26 日に調査しております。譲受人は大規模に繁殖牛を経営されております認定農業者です。譲渡人は離農という事ですので、許可妥当と判断しました。以上です。
10 : 25	議 長	各担当部会から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 11 番、12 番、13 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 11 番、12 番、13 番について説明します。農地中間管理事業ですので場所だけ説明します。場所は下隈谷です。12 番、13 番が中隈谷です。以上です。

10:27	議 長	続きまして、受付番号 14 番、15 番、16 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 14 番、15 番、16 番について説明します。4 月 23 日に現地調査致しました。申請地は、下方地区内にあります。特に問題無いと思います。以上です。
	議 長	各担当部会から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
		次に、議案第 5 号非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当部会より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 1 番について説明します。4 月 26 日に調査致しました。場所は、毛吉田です。現在竹藪の状態で、非農地証明該当事項の 4 に該当致します。許可妥当と判断しました。ご審議お願い致します。以上です。
	議 長	只今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
10:28	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。

10:34		《報告事項》 終了
-------	--	-------------------------

第23回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 久光 

署名委員 歌津 芳秋 

署名委員 金丸 勇太 